「口座管理料」および「移管手数料」に関するご案内

2024年2月
三田証券株式会社

1. 口座管理料

以下に掲げる条件に該当するお客様につきましては、口座管理料として月額1,100円（税込）を徴収させて頂きます。
ただし、免除要件に該当するお客様からは、口座管理料を頂戴することはございません。

（口座管理料の適用条件）
毎月末基準日時点において、当社口座におけるお預り資産の評価額が1,000万円（邦貨換算）未満と認められるお客様*

*お客様ご自身以外にお客様と生計を一にするご家族、お客様の資産管理会社その他一定の関連を有する法人等が当社に口座を開設されている場合、当該関連口座とお客様の口座におけるお預かり資産を合計のうえ、その評価額が1,000万円を超える場合につきましても口座管理料を頂戴いたしません。ただし、本取り扱いに際しましてはお客様より対象となる口座につきあらかじめご申告いただく必要がありますので当社担当者までその旨ご連絡をお願いいたします。

（免除要件）
① 法人のお客様（それに準ずる組織のお客様の口座を含みます）
② 当社において証券取引総合口座開設後3ヶ月を経過しないお客様
③ 当社において証券担保ローン用口座を開設されているお客様
④ 当社においてDMA取引口座を開設されているお客様
⑤ 公開買付専用口座のみお持ちのお客様
⑥ その他当社において合理的理由に基づき口座管理料の徴収を不要と判断するお客様（個別具体的に判断します）

（口座管理料に関するご留意事項）
- 毎月最終営業日を基準日として口座管理料発生の判定を行い、口座管理料のお支払いが必要であるお客様からは翌月10日（休業日の場合は翌営業日）に口座管理料を頂戴いたします。
- お預り資産の評価額については、お客様が当社において保有する有価証券等について原則として基準日時点の約定済み残高で評価した額とします。
- 口座管理料は証券総合取引口座のお預り金から徴収させていただきます（お預り金が不足する場合はMRFから徴収させていただきます。）。
- 口座管理料の徴収に際しまして、領収書等の発行は行っておりません。定期に発行されます取引残高報告書にてご確認いただきます様お願いいたします。
- 口座管理料以上のお預り金・MRFの残高が確認できず、口座管理料をお支払いいただけなかった場合、お客様からの新規の買付注文はお受けしないものとし、そのうえで次の2通りの措置にて対応をさせていただきます。
  - ✓ 有価証券等のお預りがなく、その後当社の定める期限までにお支払いをいただけない場合、お客様において当社とお取引を継続する意思はないものとみなし、当社約款の定める

ところに従い、口座を解約させていただきます。

- ✓ 有価証券のお預りがある場合、有価証券の売却注文があった際はこれによる売却代金から優先的に未収となっている口座管理料を徴収させて頂きます。口座管理料のお支払いが確認できましたら買付注文の受付を再開させていただきます。

■ 免除要件等について事前に予告なく変更される場合があります。口座管理料の取扱いについて変更がある場合は、ホームページ等でお知らせいたします。

2. 移管手数料

毎月末基準日時点において、当社口座におけるお預り資産の評価額が1,000万円（邦貨換算）未満と認められるお客様*が、他の金融商品取引業者へ有価証券を移管する場合には、1 銘柄あたり1,100 円（税込）の移管手数料をいただきます。

*お客様ご自身以外にお客様と生計を一にするご家族、お客様の資産管理会社その他一定の関連を有する法人等が当社に口座を開設されている場合の取扱いにつきましては、上記1. における場合と同様です。

（免除要件）

① 上記1.において定める口座管理料徴収免除要件に該当するお客様
② 当社が公開買付代理人となるTOB（公開買付け）の場合であって、TOB不成立または按分比例方式による買付けが行われた結果、未約定となった株式を他の金融機関へ返却を行う場合
③ お客様が、TOBに応募するために他の金融機関へ株式を移管する場合
④ その他当社において合理的理由に基づき移管手数料の徴収を不要と判断するお客様（個別具体的に判断します）

（移管手数料に関するご留意事項）

■ 移管手数料のお支払いの確認後、移管手続きを行います。
■ 移管手数料の徴収に際しまして、領収書等の発行は行っておりません。定期に発行されます取引残高報告書にてご確認いただきます様お願いいたします。
■ 免除要件等については事前に予告なく変更される場合があります。移管手数料の取扱いについて変更がある場合は、ホームページ等でお知らせいたします。